

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合公告式条例

昭和 45 年 4 月 13 日

条 例 第 2 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日 条例第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第 2 条** 条例を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

- (1) 福井市役所掲示場
- (2) あわら市役所掲示場
- (3) 坂井市役所掲示場
- (4) 永平寺町役場掲示場

(規則に関する準用)

**第 3 条** 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

**第 4 条** 前条の規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、その旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

**第 5 条** 第 2 条の規定は、議会の定める規則、その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第 2 条中「管理者」とあるのは「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第 1 項中「管理者」とあるのは「当該機関の代表者名」、「管理者印」とあるのは「当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

**第 6 条** 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 10 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。